

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年5月10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 藤井 載子



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円×12カ月=3,240,000円
2 その他	0	自己資金
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	78,249	78,249	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	1,650	1,650	
広報・広聴費	950,737	950,737	
人件費	696,911	696,911	
事務・事務所費	1,221,784	1,221,784	
支 出 合 計	2,949,331	2,949,331	

令和2年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 藤井載子

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 時事通信社 ijump と 契約	4/1-3/31	政務活動の情報収集。
【資料購入費】 本の購入	4/1-3/31	政務活動の情報収集。
【広報・広聴費】	4/1-3/31	市政報告書に記載された内容に合致する堺市内の各地・各駅で配布・ポスティング・新聞の折込の為、レポートの作成・印刷を行いました。
【人件費】	4/1-3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為、事務員を雇用しました。
【事務・事務所費】 事務所費用	4/1-3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為の事務所費用(家賃・電話・インターネット・光熱費・自動車リース代; 文房具等)
議会控室で使用する 文房具等を購入	4/1-3/31	議員控室で使用する文房具等購入(ペン・携帯電話充電コード等)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
02.04.06	4-1		32,264	-32,264	3月自動車のリース代金	⑨	
02.04.10		810,000		777,736	政務活動費4月～6月分受け入れ		
02.04.13	4-2		272,008	505,728	市政レポート(チラシ)代金	⑦	
02.04.15	4-3		15,760	489,968	市政レポート(郵便)代金	⑦	
02.04.17	4-4		63,360	426,608	市政レポート(新聞折込)代金	⑦	
02.04.20	4-5		1,752	424,856	4月分電気代金	⑨	
02.04.27	4-6		6,671	418,185	3月分インターネット、電話料金	⑨	
02.04.27	4-7		7,824	410,361	自動車保険代金	⑨	
02.04.27	4-8		1,779	408,582	USBメモリ	⑨	
02.04.27	4-9		35,552	373,030	5月分事務所賃借料	⑨	
02.04.30	4-10		57,600	315,430	4月分人件費	⑧	
月計		810,000	494,570				
累計		810,000	494,570	315,430			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
02.05.07	5-1		32,264	283,166	4月自動車のリース代金	⑨	
02.05.20	5-2		2,395	280,771	ガソリン代金	①	
02.05.20	5-3		1,012	279,759	インデックスラベル	⑨	
02.05.21	5-4		1,680	278,079	5月分電気代金	⑨	
02.05.26	5-5		1,144	276,935	3~4月分水道料金	⑨	
02.05.26	5-6		7,824	269,111	自動車保険代金	⑨	
02.05.27	5-7		5,965	263,146	4月分インターネット、電話料金	⑨	
02.05.27	5-8		8,025	255,121	6月駐車場賃借料	⑨	
02.05.27	5-9		2,643	252,478	多目的灯	⑨	
02.05.27	5-10		8,967	243,511	インクカートリッジ	⑨	
02.05.27	5-11		35,552	207,959	6月分事務所賃借料	⑨	
02.05.29	5-12		52,800	155,159	5月分人件費	⑧	
月計		0	160,271				
累計		810,000	654,841	155,159			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
02.06.03	6-1		1,040	154,119	市民税・府民税6月分	⑧	
02.06.05	6-2		32,264	121,855	5月自動車のリース代金	⑨	
02.06.10	6-3		16,500	105,355	JAMP購読料7~9月分	①	
02.06.18	6-4		1,548	103,807	6月分電気代金	⑨	
02.06.24	6-5		65,824	37,983	市政レポート(新聞折込)代金	⑦	
02.06.26	6-6		7,824	30,159	自動車保険代金	⑨	
02.06.29	6-7		883	29,276	文房具購入費	⑨	
02.06.29	6-8		5,610	23,666	5月分インターネット、電話料金	⑨	
02.06.29	6-9		8,025	15,641	7月駐車場賃借料	⑨	
02.06.29	6-10		35,552	-19,911	7月分事務所賃借料	⑨	
02.06.29	6-11		61,360	-81,271	6月分人件費	⑧	
02.06.29	6-12		100	-81,371	駐車場代金(陳情)	⑦	
月計		0	236,530				
累計		810,000	891,371	-81,371			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
02.07.06	7-1		32,264	-113,635	6月自動車のリース代金	⑨	
02.07.10		810,000		696,365	政務活動費7月～9月分受け入れ		
02.07.13	7-2		155,608	540,757	市政レポート(東区全戸配布)代金	⑦	
02.07.20	7-3		1,705	539,052	7月分電気代金	⑨	
02.07.27	7-4		228	538,824	5～6月分水道料金	⑨	
02.07.27	7-5		1,650	537,174	書籍購入費	⑥	
02.07.27	7-6		5,714	531,460	6月分インターネット、電話料金	⑨	
02.07.27	7-7		7,824	523,636	自動車保険代金	⑨	
02.07.27	7-8		8,025	515,611	8月駐車場賃借料	⑨	
02.07.27	7-9		35,552	480,059	8月分事務所賃借料	⑨	
02.07.31	7-10		640	479,419	市民税・府民税7月分	⑧	
02.07.31	7-11		61,760	417,659	7月分人件費	⑧	
02.07.31	7-12		2,248	415,411	ガソリン代金	①	
月計		810,000	313,218				
累計		1,620,000	1,204,589	415,411			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
02.08.05	8-1		32,264	383,147	7月自動車のリース代金	⑨	
02.08.24	8-2		1,963	381,184	8月分電気代金	⑨	
02.08.26	8-3		7,824	373,360	自動車保険代金	⑨	
02.08.26	8-4		35,552	337,808	9月分事務所賃借料	⑨	
02.08.27	8-5		5,652	332,156	7月分インターネット、電話料金	⑨	
02.08.27	8-6		8,025	324,131	9月駐車場賃借料	⑨	
02.08.28	8-7		640	323,491	市民税・府民税8月分	⑧	
02.08.31	8-8		52,160	271,331	8月分人件費	⑧	
月計		0	144,080				
累計		1,620,000	1,348,669	271,331			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
02.09.07	9-1		32,264	239,067	8月自動車のリース代金	⑨	
02.09.10	9-2		16,500	222,567	JAMP購読料10~12月分	①	
02.09.20	9-3		2,400	220,167	ガソリン代金	①	
02.09.23	9-4		2,094	218,073	9月分電気代金	⑨	
02.09.28	9-5		260	217,813	7~8月分水道料金	⑨	
02.09.28	9-6		8,025	209,788	10月駐車場賃借料	⑨	
02.09.28	9-7		7,824	201,964	自動車保険代金	⑨	
02.09.28	9-8		5,590	196,374	8月分インターネット、電話料金	⑨	
02.09.28	9-9		35,552	160,822	10月分事務所賃借料	⑨	
02.09.30	9-10		56,960	103,862	9月分人件費	⑧	
02.09.30	9-11		640	103,222	市民税・府民税9月分	⑧	
月計		0	168,109				
累計		1,620,000	1,516,778	103,222			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
02.10.05	10-1		32,264	70,958	9月自動車のリース代金	⑨	
02.10.09		810,000		880,958	政務活動費10月~12月分受け入れ		
02.10.21	10-2		1,625	879,333	10月分電気代金	⑨	
02.10.26	10-3		7,824	871,509	自動車保険代金	⑨	
02.10.26	10-4		35,552	835,957	11月分事務所賃借料	⑨	
02.10.26	10-5		58,432	777,525	看板代金	⑨	
02.10.27	10-6		8,025	769,500	11月駐車場賃借料	⑨	
02.10.27	10-7		5,562	763,938	9月分インターネット、電話料金	⑨	
02.10.31	10-8		61,760	702,178	10月分人件費	⑧	
月計		810,000	211,044				
累計		2,430,000	1,727,822	702,178			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
02.11.04	11-1		640	701,538	市民税・府民税10月分	⑧	
02.11.05	11-2		32,264	669,274	10月自動車のリース代金	⑨	
02.11.12	11-3		206,624	462,650	市政レポート(チラシ)代金	⑦	
02.11.12	11-4		15,845	446,805	市政レポート(郵便)代金	⑦	
02.11.20	11-5		1,584	445,221	11月分電気代金	⑨	
02.11.26	11-6		1,144	444,077	9~10月分水道料金	⑨	
02.11.26	11-7		8,096	435,981	自動車保険代金	⑨	
02.11.26	11-8		35,552	400,429	12月分事務所賃借料	⑨	
02.11.26	11-9		640	399,789	市民税・府民税11月分	⑧	
02.11.27	11-10		10,155	389,634	封筒代金	⑨	
02.11.27	11-11		8,025	381,609	12月駐車場賃借料	⑨	
02.11.27	11-12		5,690	375,919	10月分インターネット、電話料金	⑨	
02.11.30	11-13		56,960	318,959	11月分人件費	⑧	
月計		0	383,219				
累計		2,430,000	2,111,041	318,959			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
02.12.07	12-1		32,264	286,695	11月自動車のリース代金	⑨	
02.12.09	12-2		88	286,607	スティックのり代金	⑨	
02.12.10	12-3		16,500	270,107	JAMP購読料1~3月分	①	
02.12.15	12-4		2,476	267,631	ガソリン代金	①	
02.12.18	12-5		1,652	265,979	12月分電気代金	⑨	
02.12.28	12-6		5,847	260,132	11月分インターネット、電話料金	⑨	
02.12.28	12-7		8,096	252,036	自動車保険代金	⑨	
02.12.28	12-8		640	251,396	市民税・府民税12月分	⑧	
02.12.28	12-9		35,552	215,844	1月分事務所賃借料	⑨	
02.12.28	12-10		56,960	158,884	12月分人件費	⑧	
02.12.28	12-11		27,973	130,911	防滴ワイヤレスメガホン代金	⑨	
02.12.28	12-12		11,868	119,043	防滴ワイヤレスマイクロホン代金	⑨	
02.12.28	12-13		15,159	103,884	ヘッドセット型ワイヤレスマイクロホン代金	⑨	
月計		0	215,075				
累計		2,430,000	2,326,116	103,884			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
03.01.05	1-1		32,264	71,620	12月自動車のリース代金	⑨	
03.01.08		810,000		881,620	政務活動費1月～3月分受け入れ		
03.01.08	1-2		155,608	726,012	市政レポート(東区全戸配布)代金	⑦	
03.01.08	1-3		968	725,044	ボールペン代金	⑨	
03.01.19	1-4		2,400	722,644	ガソリン代金	①	
03.01.22	1-5		2,136	720,508	1月分電気代金	⑨	
03.01.26	1-6		43,104	677,404	自動車保険代金	⑨	
03.01.26	1-7		1,176	676,228	11～12月分水道料金	⑨	
03.01.27	1-8		5,699	670,529	12月分インターネット、電話料金	⑨	
03.01.27	1-9		35,552	634,977	2月分事務所賃借料	⑨	
03.01.31	1-10		50,543	584,434	1月分人件費	⑧	
月計		810,000	329,450				
累計		3,240,000	2,655,566	584,434			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
03.02.05	2-1		32,264	552,170	1月自動車のリース代金	⑨	
03.02.08	2-2		640	551,530	市民税・府民税1月分	⑧	
03.02.19	2-3		1,977	549,553	2月分電気代金	⑨	
03.02.26	2-4		35,552	514,001	3月分事務所賃借料	⑨	
03.02.26	2-5		640	513,361	市民税・府民税2月分	⑧	
03.02.28	2-6		55,196	458,165	2月分人件費	⑧	
月計		0	126,269				
累計		3,240,000	2,781,835	458,165			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
03.03.01	3-1		6,945	451,220	1月分インターネット、電話料金	⑨	
03.03.05	3-2		32,264	418,956	2月自動車のリース代金	⑨	
03.03.10	3-3		16,500	402,456	JAMP購読料4~6月分	①	
03.03.18	3-4		2,124	400,332	3月分電気代金	⑨	
03.03.25	3-5		237	400,095	ボールペン代金	⑨	
03.03.26	3-6		1,144	398,951	1~2月分水道料金	⑨	
03.03.26	3-7		640	398,311	市民税・府民税3月分	⑧	
03.03.28	3-8		330	397,981	駐車場代	①	
03.03.29	3-9		5,708	392,273	2月分インターネット、電話料金	⑨	
03.03.30	3-10		35,552	356,721	4月分事務所賃借料	⑨	
03.03.31	3-11		66,052	290,669	3月分人件費	③	
月計		0	167,496				
累計		3,240,000	2,949,331	290,669			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2020 年 4 月 1 日 ~ 2021 年 3 月 31 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他 (派遣等)		
勤務時間数	18 時間 / 週 (1日 6 時間 × 3 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	80	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) <u>14.5</u> 時間 (週勤務時間数) 18 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	年 月 日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2020年 4月 1日から 2021年 3月 31日まで
就業場所	堺市東区西野 401-2-210
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 10時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時00分から13時00分まで)
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で2日
給与(賃金)	時給 1000円
給与支払	月末締、月末払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2 年 4 月 1 日

雇用者

藤井 載子

被雇用者

[REDACTED]

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2021 年 3 月 15 日 ~ 2022 年 3 月 31 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他 (派遣等)		
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5 時間 × 4 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	80	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 16 時間</u> (週勤務時間数) 20 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			










※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	堺市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2021年 3月15日から 2022年 3月31日まで	
就業場所	堺市東区西野 401-2-210	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・ 午後 1時00分から 午前・ 午後 6時00分まで (なし)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で1日	
給与(賃金)	時給 1000円	
給与支払	月末締、月末払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
雇用者	令和3年3月15日 藤井 戴子 	
被雇用者		

出 勤 簿 (2020 年 4 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
14日	火	:	:	:	:	
15日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
28日	火	:	:	:	:	
29日	水	:	:	:	:	祝日
30日	木	:	:	:	:	
31日						
合計				72:00	:	
出勤日数						12日



出 勤 簿 (2020 年 5 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	:	:	:	:	祝日
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	:	:	:	:	祝日
7日	木	:	:	:	:	
8日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
12日	火	:	:	:	:	
13日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
14日	木	:	:	:	:	
15日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
19日	火	:	:	:	:	
20日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
21日	木	:	:	:	:	
22日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
26日	火	:	:	:	:	
27日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
28日	木	:	:	:	:	
29日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				66:00	:	
出勤日数				11日		



出勤簿(2020年6月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
16日	火	:	:	:	:	
17日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
18日	木	:	:	:	:	
19日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
23日	火	:	:	:	:	
24日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
30日	火	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				78:00	:	
出勤日数				13日		



出勤簿 (2020 年 7 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
14日	火	:	:	:	:	
15日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	:	:	:	:	祝日
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
28日	火	:	:	:	:	
29日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
30日	木	:	:	:	:	
31日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
合計				78:00	:	
出勤日数				13日		



出勤簿(2020年8月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
4日	火	:	:	:	:	
5日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
6日	木	:	:	:	:	
7日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	:	:	:	:	祝日
11日	火	:	:	:	:	
12日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
13日	木	:	:	:	:	
14日	金	:	:	:	:	お盆休み
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
18日	火	:	:	:	:	
19日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
20日	木	:	:	:	:	
21日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
25日	火	:	:	:	:	
26日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
27日	木	:	:	:	:	
28日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
合計				66:00	:	
出勤日数				11日		



出 勤 簿 (2020 年 9 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	:	:	:	:	祝日
22日	火	:	:	:	:	
23日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
24日	木	:	:	:	:	
25日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
29日	火	:	:	:	:	
30日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
合計				72:00	:	
出勤日数				12日		



出勤簿 (2020 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
6日	火	:	:	:	:	
7日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
8日	木	:	:	:	:	
9日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
13日	火	:	:	:	:	
14日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
15日	木	:	:	:	:	
16日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
22日	木	:	:	:	:	
23日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
27日	火	:	:	:	:	
28日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
29日	木	:	:	:	:	
30日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
31日	土	:	:	:	:	
合計				78:00	:	
出勤日数				13日		



出勤簿 (2020 年 11 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
3日	火	:	:	:	:	祝日
4日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
5日	木	:	:	:	:	
6日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
12日	木	:	:	:	:	
13日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
17日	火	:	:	:	:	
18日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
19日	木	:	:	:	:	
20日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	:	:	:	:	祝日
24日	火	:	:	:	:	
25日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
26日	木	:	:	:	:	
27日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
合計				72:00	:	
出勤日数						12日



出勤簿 (2020 年 12 月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
22日	火	:	:	:	:	
23日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
24日	木	:	:	:	:	
25日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
29日	火	:	:	:	:	
30日	水	:	:	:	:	
31日	木	:	:	:	:	
合計				72:00	:	
出勤日数				12日		



出勤簿 (2021 年 1 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	:	:	:	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	:	:	:	:	
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
7日	木	:	:	:	:	
8日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
12日	火	:	:	:	:	
13日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
14日	木	:	:	:	:	
15日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
19日	火	:	:	:	:	
20日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
21日	木	:	:	:	:	
22日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
26日	火	:	:	:	:	
27日	水	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
28日	木	:	:	:	:	
29日	金	10:00	17:00	6:00	:	休憩1時間
30日	土	:	:	:	:	
31日	日					
合計				66:00	:	
出勤日数				11日		



出勤簿 (2021 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
11日	木	:	:	:	:	祝日
12日	金	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
16日	火	:	:	:	:	
17日	水	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
18日	木	:	:	:	:	
19日	金	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
23日	火	:	:	:	:	祝日
24日	水	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
合計				72:00	:	
出勤日数						12日



出勤簿(2021年3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
11日	木	:	:	:	:	祝日
12日	金	10:00	17:00	6:00	:	休息1時間
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	13:00	18:00	5:00	:	
16日	火	:	:	:	:	
17日	水	13:00	18:00	5:00	:	
18日	木	13:00	18:00	5:00	:	
19日	金	13:00	18:00	5:00	:	
20日	土	:	:	:	:	祝日
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	13:00	18:00	5:00	:	
23日	火	:	:	:	:	
24日	水	13:00	18:00	5:00	:	
25日	木	13:00	18:00	5:00	:	
26日	金	13:00	18:00	5:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	13:00	18:00	5:00	:	
30日	火	:	:	:	:	
31日	水	13:00	18:00	5:00	:	
合計				86:00	:	
出勤日数				16日		



建物賃貸借契約書 (事業用)

貸貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 藤井 載子 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	大阪府堺市東区西野401番地2、401番地1		
住居表示	大阪府堺市東区西野401番地2		
家屋番号	401番2の2	建物種類	店舗・共同住宅
建物名称	SOLOやぶ内	住戸番号	2F 210号室
構造	鉄骨造 スレート葺 2階建(目的物の所在階数 2階)		
	(● 共同建 □ 一戸建 □ 長屋建 □ その他)		
床面積	約18.96 m ²		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	ミニキッチン、電気コンロ、ミニ冷蔵庫、シャワー、UB、洗面台、室内洗濯置場、電気温水器		
付属施設	駐車場		
付記事項			

※記入例→ 施行仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、○○○機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期 および 引渡し日	西暦2019年 9月 24日 より	2年間
終期	西暦2021年 9月 23日 まで	

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 40,000円	■賃料、消費税、浄化槽 使用料を振込による方法 により、毎月末日迄に着 金になるように、翌月分を 先払いする。 ■振込に掛かる費用は、 乙の負担とする。	金融機関名 池田泉州銀行 北野田支店
消費税	2019年9月30日迄 月額 3,200円		預金 <input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
消費税	2019年10月1日～ 月額 4,000円		口座番号 [REDACTED]
光熱費	実費		宛先名義人 [REDACTED]
			フリガナ [REDACTED]

(4) 敷金・礼金

敷金	円	礼金(税込)	金 43,200円
----	---	--------	-----------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒 [REDACTED] [REDACTED] 氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 [REDACTED] [REDACTED] 氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員等)
(本人)	藤井 載子	議員事務所	本人
家族又は従業者・ 社員など本物件建物 内入居者 (多人数の場合はそ の他従業者○名)等 記入 ()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市 [REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	年齢 [REDACTED]
	職業	[REDACTED]	借主との関係 [REDACTED]

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
- 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
 - 乙は、前項2の事業内容を変更する場合は、甲に対して事前に書面に依る通知を行い、甲からの書面に依る承諾を必要とする。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
- 更新を行う際、甲・乙双方のどちらか一方が本契約記載内容事項に変更事由がある時は、甲は、契約期間満了の6ヶ月以上前までに、乙は、契約期間満了の3ヶ月以上前までに書面で異議・申出等を行うものとする。
 - 前項、更新の際、甲及び乙双方より申出等がない場合は、2年間同一条件で更新するものとする。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
- 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
 - 乙は、翌月分の賃料に消費税を加算し、毎月末日までに着金になるように甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
 - 前項、賃料の支払債務を遅延した場合は、年（365日あたり）14.5%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。
 - 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。但し、退去月については、月の途中で退去した場合でも、日割清算は行わないものとする。
 - 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(敷金・礼金)

- 第4条 乙は、敷金として標記金額を甲に預託する。
- 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した敷金を無利息で乙へ返還するものとする。
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記敷金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
 - 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と敷金とを相殺することはできない。
 - 乙は、この敷金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または敷金を他の債務の担保に供してはならない。
 - 乙に賃料の不払い、その他本契約に関して発生する債務の支払いを遅延した時は、甲は催告をして敷金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に通知するものとする。乙は、甲より充当の通知を受けた時は、通知を受けた日から10日以内に甲に対して敷金の不足額を追加して預託しなければならない。

6. 乙は、礼金として標記金額を甲に差し入れるものとする。本契約の礼金は、本契約締結に際し、一時金として借主が負担する金員であり返還されません。また、契約期間の長短に拘らず返還されません。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめるときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。

(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。

(3)本物件の外側（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。

4. 電球、蛍光灯、LED、ヒューズ、パッキン等の取換えは乙の負担とする。

5. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

6. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であってもその修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2) 第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 標記の使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (3) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (4) 本物件の全部または、一部に第三者の物品等を保管すること。
- (5) 建物及び工作物の新築・改築・増築を行うこと。
- (6) 有害物質の使用を行うこと。
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造及び保管すること。
- (8) 騒音等の迷惑行為及び危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (9) 反社会的集団(暴力団、過激な集団等)と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (10) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第 3 条の賃料等の支払義務

(2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第 1 条の使用目的遵守義務

(2) 第 11 条 (承諾が必要な事項) に規定する事項の遵守義務

(3) 第 12 条 (禁止事項) に規定する事項の遵守義務

(4) 第 13 条 (第三者同居の禁止) の遵守義務

(5) その他本契約書に規定する乙の義務

(6) 入居時に乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明した時

(7) 銀行取引の停止

(8) 破産手続きの開始

(9) 民事再生手続きの開始

(10) 会社更生手続きの開始

(11) 清算手続きの開始

(12) 監督官庁から営業停止または営業許可若しくは営業登録の取消処分を受けた時

(13) その他資産、信用状況が悪化しましたはそれがあるとお認められる相当の事由がある時

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 3 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 3 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2. 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

ただし、甲から解除を行う場合は、正当事由がある場合に限られる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。

3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

当該義務、本契約

4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

契約を継
とができ

- 第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人は、法廷更新及び合意更新された場合でも、前項同様とする。
 3. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。
 4. 前項の場合、乙は、甲から連帯保証人の変更、または追加要求を受けた時は直ちに必要な手続きををとらなければならない。
 5. 連帯保証人は、甲の承諾がなければ、この保証契約を解除することは出来ない。

ことが判

(雑則)

- 第 20 条 本物件における電気、ガス、上水、電話、インターネット等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(火災保険)

了時
当の事由

- 第 21 条 甲は、引渡日までに本物件に対して時価相当額の火災保険に加入するものとする。
2. 乙は、乙の備品・設備等を主契約とする借家人賠償責任特約付火災保険に加入するものとするものとし、その証書の写しを甲に提出するものとする。
 3. 前項 1 及び 2 に関する保険料及び更新料は、甲及び乙各々が負担するものとする。

果生じた

(消費税)

より本物
:き。
本の収用、

- 第 22 条 乙は、第 3 条に定める賃料、第 4 条第 6 項の礼金および第 18 条第 5 項の損害金について、消費税としてそれらの 8%相当額を負担するものとする。
2. 乙は、消費税の税改正が行われた場合は、改正後の消費税をそれぞれ加算し甲に支払うものとする。

(協議事項)

予告しな
解約する

- 第 23 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

で予告し

(合意管轄裁判所)

- 第 24 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第 1 審管轄裁判所とする。

合におい
い生じた

存すると

、甲にそ

(2012. 12. 3)

(特約条項)

第25条 下記条項のとおりとする。

1. 貸主は、本物件を現状有姿で借主に引渡しするものとします。
2. 借主は、本物件内の維持管理及びメンテナンスを行うものとします。また、借主が営む事業等に必要な工事は借主の費用負担で行うものとします。
3. 本契約は、一代限りとし借主の変更及び権利の譲渡はできないものとします。
4. 契約条項第3条2項、第4条1項～5項全文抹消
5. 本契約の賃料発生起算日は、西暦2019年9月24日からとします。
6. 借主は、事業を営むにあたり、消防設備、看板設置・申請・許可等につき大阪府条例及び堺市条例に遵守するものとします。
7. 借主は、事務所内のごみ搬出については、堺市で定められている事業系一般廃棄物の取扱い業者と直接契約を行い、借主の費用負担で処理及び支払い等を行うものとします。
8. 借主は、従業員・使用人・出入り業者・顧客等の管理責任を負うものとし、近隣テナント及び第三者に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとします。万一、近隣テナント及び第三者から苦情・損害等が生じた場合は、借主の責任に於いて速やかに対応し解決するものとします。
9. 借主が新設・付加又は変更した諸造作・設備等に賦課される公租公課については、宛名名義の如何を問わず借主が負担するものとし、賦課分離の手續きに関して貸主に協力するものとします。
10. 契約条項第12条4項に違反してその物品等が明渡しに伴い、貸主より処分された時、借主がその物品所持者にその責任を負うものとします。
11. 本契約を更新する場合でも、更新手数料は掛からないものとします。
12. 明渡しに於いては、契約条項第18条に従い、借主の動産類及び屋号等を全て撤去し、貸主へ明渡すものとします。
13. 借主が明渡しに於いて、賃料の滞納、損害の賠償、その他本契約から生じた債務等が存在する時は、明渡し時までそれらを全て清算するものとします。

以上

26 条. 反社会的勢力排除条項
(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

（趣旨）

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙、連帯保証人署名捺印の上、甲、乙各々その一通を保有する。

西暦 2019年 9月 24日

甲 (賃貸人)

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

乙 (賃借人)

住所 堺市東区西野 356番地 15
氏名 藤井 載子
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

連帯保証人

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 印
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事 (1) 第 60437号
事務所所在地 大阪府大阪狭山市茱萸木一丁目 11番地の 3
商号(名称) 株式会社アイ・リンクライフ [REDACTED]
代表者氏名 代表取締役 浅田 清美
宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第 [REDACTED] 号
氏名 浅田 清美 印
TEL 072-349-6600

西暦 2019 年 9 月 24 日

事業用建物賃貸建物《 SOLOやぶ内 》

賃貸人 藪内 元博 殿

賃借人 住所 堺市東区西野 356 番地 15

氏名 藤井 戴子

(Tel. [REDACTED])

鍵預かり書 (念書)

このたび、賃貸建物《 SOLOやぶ内 》(2F210 号室)を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、建物の鍵 [REDACTED] 本 (玄関入口鍵: [REDACTED] 本) を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

2 乙は、リパーク駐車場利用規約その他本駐車場使用上の規則、指示、注意、掲示されている場合は、その内容を遵守するものとする。

3 乙は、甲から本駐車場にかかる駐車場使用規則を受領したときは、その内容を遵守するものとする。

第11条 (駐車位置の変更)

1 甲は、必要に応じて乙の駐車位置(車室)を変更することができるものとし、乙は、当該変更について甲の指示に従い一切異議を申し出ないものとする。

2 乙は、自己の都合による駐車位置(車室)の変更はできないものとする。

第12条 (禁止事項)

乙は、次の各号のいずれかに該当する行為およびこれに準ずる行為をしてはならない。

(1) 本契約に基づき第三者に譲渡、転貸したり、担保に供すること

(2) 本駐車場および本車室に工作物を設置する等、原状に変更を加えること

(3) 本駐車場および本車室に物品を放置すること

(4) 本駐車場および本車室に消防法その他の法令等により危険物と指定されている物品を持ち込むこと

(5) 他の本駐車場利用者の通行および使用の妨害または迷惑となる行為をすること

(6) 本駐車場と隣地との境界を侵したり、その他近隣の迷惑となる行為をすること

(7) 甲への届出をせずに、契約車両と異なる車両を本車室に駐車すること

(8) 目録表1番記載の車両サイズに適合しない車両を本車室に駐車すること

(9) 本駐車場内の本車室以外の場所に車両を駐車すること

第13条 (各車室出賃等)

乙は、住所、氏名(商号)等本契約証書記載「使用者」欄記載の事項に変更が生じた場合は、直ちに甲に届出なければならぬ。

第14条 (駐車場の保全等)

甲は、本駐車場の修理保全および防犯、防災等のため必要ある場合は、乙の本駐車場および本車室の使用を一時的に停止し、または車両の移動を求めることができる。この場合、乙は遅滞なく甲の指示に従わなければならない。甲に対し一切の損害・賠償を求めないものとする。

第15条 (免責事項)

甲は、次の各号のいずれかに該当する損害については、乙に対し一切の責任を負わないものとする。

(1) 天災地変、火災、第三者の無断駐車、その他甲の責めに帰することができない事由によるこの不便または損害

(2) 車両または車両に積置された物品の滅失、損傷、盗難その他の損害

第16条 (賠償義務)

乙または乙の使用人、同居者その他の乙の関係人が、第三者、第三者の財産または本駐車場の施設・付帯設備に損害を与えた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、乙の責任と負担によりその損害を賠償しなければならぬ。

2 乙または乙の使用人、同居者その他の乙の関係人が、甲に損害を与えた場合は、乙の責任と負担によりその損害を賠償しなければならぬ。

第17条 (期間内解約)

甲または乙が相手方に対し書面により本契約の解約の申入れをした場合、本契約は解約の申入れの日から1ヵ月を経過した日の属する月の末日をもって終了する。

2 乙は、前項の申入れに代えて、解約金として使用料金の1ヵ月分相当額を甲に支払うことにより、解約金支払日の属する月の末日をもって本契約を解約することができる。

第18条 (契約の解除)

乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生ずる場合は、甲は何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。

(1) 使用料金の支払いを遅延したとき

(2) 本契約またはこれに付随して締結した契約の各条のいずれかに違反したとき

(3) 本駐車場の施設および付帯設備を故意または過失により毀損させたとき

(4) 乙が、甲または他の本駐車場利用者の共同の利益に反する行為を行う等本駐車場内の秩序を乱したとき

(5) 自ら勝手に出し入れし受け取った手形または小切手につき不従順処分を受け等支払停止状態に至ったとき

(6) 仮処分・仮処分・強制執行・担保権の履行の申立てまたは阻害処分を受けたとき

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始等の申立てが為されたとき

(8) 解散(合併による場合を除く。)

(9) 甲または乙が事実上その営業を休止ししくは停止したとき

(10) 乙の信用が著しく失墜したとき

第19条 (明渡し義務)

本契約が終了した場合は、乙は直ちに本駐車場および本車室を甲に明け渡さなければならぬ。

2 乙が本駐車場および本車室を明け渡した後に本駐車場または本車室には残置物がある場合は、乙はその所有権を放棄したものとみなす。この場合において、車両または残置物の撤去、保管および処分には費用は乙の負担とする。

3 乙が本契約が完了した時点で、本駐車場または本車室を明け渡さない場合は、乙は、甲に対し、本契約が完了した日の翌日から明渡し完了日までの使用料金を相当額の併額を支払い、かつ明渡し遅延により甲が被った損害を賠償するものとする。

4 本契約が完了後も、本駐車場内に乙または第16条に定めるこの関係人の残置物がある場合、その処理は第2項に準じるものとする。

5 乙は移転料その他名目の如何を問わず、甲に対し金品等一切の請求をしないものとする。

第20条 (保管場所使用承諾証明)

乙は、警察署への自動車保管場所証明申請手続きに際して、甲からの保管場所使用承諾証明書(以下「使用承諾書」という。)の交付を必要とする場合は、甲に交付希望日の2週間前までに申し出るものとする。なお、乙は甲に対して、使用承諾書1部につき要目表1番記載の使用承諾料を指定口座へ振り込む方法により支払うものとする。支払いに要する費用は乙の負担とする。

第21条 (カード・鍵・リモコン等の貸与)

乙が本駐車場の利用に際し車からカード・鍵・リモコン等(以下「貸与品」という。)の貸与を受けた場合は、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、紛失・毀損等、乙の責に帰する事由により貸与品の再発行が必要となった場合は、乙は、甲に再発行に要する費用を支払うものとする。なお、貸与品の使用に必要な電池代等の消耗品にかかる費用は、乙の負担とする。

2 事由の如何を問わず本契約が終了した場合は、乙は本契約終了日までに貸与品を甲に返還するものとする。

3 前項に規定する場合において、乙が貸与品を返還することができない場合は、乙は、代替品の発注に要する費用を負担するものとする。

4 乙が、貸与品を不正に使用した場合は、甲は催告を要することなく本契約を解除することができる。

第22条 (反社会的勢力の排除)

甲および乙は、本契約締結日以降本契約が終了するまでの間において、相手方に対し、次に掲げる事項を表明し保証する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力に自己の承諾を利用させ、本契約を締結するものでないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動もしくは暴力行為を用いる行為を行わないこと

(5) 自らまたは第三者を利用して、偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為を行わないこと

2 乙は、本駐車場の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行い、または第三者に行わせてはならない。

(1) 本駐車場の反社会的勢力の活動の拠点に供すること

(2) 本駐車場または本駐車場周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威嚇を示すことにより、他の本駐車場利用者等に不安・不快・迷惑を覚えさせること

(3) 本駐車場に反社会的勢力を出入りさせること

3 甲または乙は、相手方に第1項の表明保証に反する事実が判明した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

4 甲は、乙が第2項各号のいずれかに違反した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

5 本条の定めに基づき本契約を解除した当事者は、相手方に対し、名目の如何を問わず、損害賠償または損失補償する責任は一切負わない。

第23条 (個人情報保護)

乙は、本契約締結に先立ち、「三井不動産リアルティグループの個人情報保護方針」の説明を受け、書面を受理したことを確認する。

2 本駐車場所有者もしくは甲または本駐車場の権利移転にともなう新たな所有者もしくは賃貸人(以下「賃貸人」という。)が、本駐車場内において自ら月極駐車場を運営するときは、乙は、甲が賃貸人に対して本契約内容を開示することについてあらかじめ同意するものとする。

ただし、開示の対象となる本契約内容は、賃貸人において乙が本駐車場を継続して使用するかの意思確認を行う目的達成に必要な最小限のものに限る。

第24条 (消費税相当額の取扱い)

消費税または地方消費税の税率に変動がある場合、使用料金、使用承諾書等は、新たな税率に基づき計算した税額相当額に基づき当然に改定されるものとする。この場合、甲は本契約を更改することなく、改定日の1ヵ月以上前に乙に通知するものとする。また、消費税および地方消費税相当額の算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

第25条 (規定外事項)

本契約に定める事項、または本契約に疑義が生じた事項については、甲乙双方試意をもって協議のうえ解決するものとする。

駐車場お申込者各位

大阪府中央区備後町4丁目1-3
御堂筋三井ビル

三井不動産リアルティ株式会社

『初回自動引落のお知らせ』と『契約書のご返送』

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。日頃より当社をご利用頂き厚くお礼申し上げます。

このたびは、弊社駐車場にお申込みを頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、契約の締結（契約書の押印締結）が完了致しましたので、お客様控え分契約書をお送り致します。締結後の契約書は、紛失しないように大切に保管をお願い致します。

また、お客様にご利用頂いております駐車場の6月分使用料より、下記集金代行会社による口座振替（自動引き落とし）銀行引落を開始させて頂きますので、残高のご確認をよろしくお願い申し上げます。

敬具

- ・ 代行会社 株式会社アプラス（通帳記帳の際は「APリパーク」と表示されます。）
- ・ 振替手数料 132円（税込）はお客様のご負担とさせていただきます。
（毎月の使用料と同時に引き落としされます）
- ・ 振替金額 駐車場使用料 + 振替手数料（132円）
- ・ 振替日 毎月27日・月1回のみ（土日祝祭日の場合は翌平日）
- ・ 初回振替日 2020年5月27日（6月分使用料）から

ご注意ください！

届出印鑑相違・記入漏れ・残高不足等、お客様のご都合により自動引落ができなかった場合
下記、振込金額を弊社指定口座にお振込みいただくこととなりますので予めご了承ください。

駐車場使用料 + 132円 = 振込金額

* なお、別途 振込手数料はお客様のご負担となります。

お手続きに関するご不明点がある場合には、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 三井不動産リアルティ株式会社 リパーク営業部

TEL: 0120-689-321

お客様へ必ずお渡しください。

申込日 2019年7月16日

契約日 2019年7月16日

19/07/16 17:00:42 0017154

0382762

お申込者(甲)

野金口座

連帯保証予定者

リース自動車

リース条件

費用負担区分

お申込上のご注意

(個人情報の取扱いに関するご注意)

お申込者(甲) 氏名: 藤井 戴子, 住所: 堺市堺区南瓦町3-1, 職業: 堺市議会議員

野金口座 氏名: 藤井 戴子, 口座番号: 01

連帯保証予定者 氏名: 藤井 戴子, 住所: 堺市堺区南瓦町3-1, 職業: 堺市議会議員

リース自動車 車種: NBOX FF, 型式: DBA-JF3, 納期: 2019年10月

リース条件 リース期間: 48ヶ月, 月間走行距離: 480km, 初年度月令和: 1,935,888円

費用負担区分 車検代: 〇, 自動車税: 〇, 自動車重量税: 〇

個人事業者のお客様は、代表者の方の個人契約となりますのでご注意ください。 乙、貸主 東京都武蔵野市中町二丁目4番15号 株式会社ホンダファイナンス

保守先 コード: 3351105-01 大阪府高石市西取石6-1-15 C標西 寺山ホンダ販売(株) 高石東店

× 七期

連帯保証予定者 氏名: 藤井 戴子, 住所: 堺市堺区南瓦町3-1, 職業: 堺市議会議員

リース条件 納期: 2019年12月5日, 任意保険: フリート 割引・割増率

リース条件 支払条件 (A)リース料前支払額: 1,935,888円, (B)リース料: 175,968円

費用負担区分 登録費用: 〇, 車検費用: 〇, 自動車重量税: 〇



THE クルマの保険

自動車保険 保険契約継続証

証券番号

保険契約者

〒599-8125
堺市東区西野356-15

藤井 載子 様

当社は、ご契約の保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、
保険契約を更新(継続)し、その証として保険契約継続証を発行します。

東京海上保安火災 損害保険 26番1号
損害保険 株式会社

西澤 敬

継続証作成地: 東京都 継続証作成日: 令和 2年 9月 14日

ご契約の内容	・保険期間 令和 2年10月13日 午後 4時から 令和 3年10月13日 午後 4時まで 1年間 ・契約者区分 ノンフリート ・保険種類 個人用自動車保険 THE クルマの保険 ・契約日 令和 2年 9月 14日
ご契約の自動車	・車名・仕様 NBOX G EX ・登録番号 (車両番号) ・車台番号 ・型式 JF3 ・初度登録 令和 1年10月 車検満了日 令和 4年10月 6日 ・用途車種 自家用軽四輪乗用車 ・使用目的 業務使用 料率クラス *車両 3 *対人 1 *対物 1 *傷害 2 ※料率クラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。
記名被保険者	氏名 保険契約者と同一です 住所 生年月日 昭和38年 3月27日 (保険始期時年齢 57歳) 免許の色ゴールド 区分 個人 *車両保険の被保険者は、車両所有者となります。
所有者	(所有権留保条項付売買契約の買主) 氏名 保険契約者と同一です
保険料の内容	・総額保険料 121,440円 ・各回払込保険料 10,120円 ・払込方法/払込期日 保険料分割払特約・口座振替月払 令和 2年11月以降 所定の振替日 ・振替日は原則26日となります。ただし、一部の金融機関では27日となる場合があります。
補償の対象となる交通事故	・限定運転者 限定されていません。 ・運転者年齢条件 35歳以上補償 ※35歳以上の方が運転中の事故のみ補償されます。ただし、ご本人の配偶者またはこれらの方と同族の35歳以上の方が運転中の事故は年齢にかかわらず補償の対象となります。(ご本人、その配偶者またはこれらの方と同族のご親族の業務に従事中的使用人の方は年齢条件を適用します。)
ご契約の等級	・等級 8等級 事故有期間 0年 (40%割引) ・適用料率 ゴールド免許割引 新車割引 ASV割引 (割引)

ご依頼の際は上記の証券番号をお伝えください。

Honda Cars 堺西
 ☎ 072-264-2351
 営業所名/コード
 タカインシガ 01
 社員名/コード
 030

損保ジャパン
 連絡先
 事故時
 事故サポートセンター
 0120-256-110 (24時間365日受付)

事故時以外
 カスタマーセンター 0120-888-089
 (平日9-20時・土日祝日9-17時 12月31日~1月3日は休業)
 公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>
 (インターネットから「損保ジャパン問い合わせ」で検索)
 ※ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは左記までご連絡ください。

◎保険証券が必要な場合は、当社までご請求ください。別途保険証券を発行させていただきます。